

(パブリックコメントの募集期間は終了しました。)

砺波地域消防組合火災予防条例及び砺波地域消防組合火災 予防規則の一部改正について

ご意見の提出状況（結果）

ご意見の提出は、ございませんでした。

意見概要

近年、宿泊施設など不特定多数の方が利用する施設や社会福祉施設などで一人
で避難することが難しい方が利用する施設において、多くの死傷者を伴う火災
が他都市で発生しています。

このような建物において、利用される方自らがその危険性に関する情報を入
手し、建物を利用する際の判断ができるよう、重大な消防法令違反がある場合、
その建物の名称、所在地及び違反内容等を公表するために、砺波地域消防組合
火災予防条例及び砺波地域消防組合火災予防規則の一部を改正しようとする
ものです。

なお、お寄せいただいたご意見は、ご意見の内容以外（住所・氏名等）を除
いて砺波地域消防組合の考え方を整理したうえで、ホームページ上で公表する
こととしており、個別回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

改正骨子（案）

○ 砺波地域消防組合火災予防条例及び砺波地域消防組合火災予防規則の
一部改正骨子（案）

一部改正（案）

○ 砺波地域消防組合火災予防条例及び砺波地域消防組合火災予防規則の
一部改正（案）

参考資料（通知文等）

- 『違反对象物に係る公表制度の実施について（平成25年12月19
消防予第484号・消防庁次長通知）』
- 『違反对象物に係る公表制度の実施の推進について（平成27年3月3
1日消防予第133号・消防庁次長通知）』

募集期間

（平成30年6月20日（水）から平成30年7月20日（金）まで）

当日消印有効

意見を提出できる方

砺波地域消防組合管内に在住又は通勤・通学されている方
砺波地域消防組合管内に事務所又は事業所を有する方

意見の提出方法及び提出先

住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称、代表者の氏名）、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で提出して下さい。（提出していただくご意見の様式は問いません。）

また、事務所又は事業所を有する方は、事務所名又は事業所名を明記して下さい。

なお、電話、口頭でのご意見、匿名によるご意見は受付できませんので、ご了承ください。

・ 郵 便

〒 9 3 9 - 1 3 2 8
富山県砺波市大辻 5 0 1 番地
砺波地域消防組合消防本部 予防課 宛

・ 電子メール

yobou@fire.tonami.toyama.jp

・ ファクシミリ（FAX）

0 7 6 3 - 3 2 - 2 2 3 0（砺波地域消防組合消防本部 予防課）

改正のスケジュール

公布 平成30年10月1日（予定）

施行 平成31年 4月1日（予定）

お問い合わせ先

砺波地域消防組合消防本部予防課

TEL 0 7 6 3 - 3 2 - 4 9 5 7

FAX 0 7 6 3 - 3 2 - 2 2 3 0

E-mail yobou@fire.tonami.toyama.jp